

○和泉短期大学研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

制定 2015 年 1 月 31 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、和泉短期大学（以下「本学」という。）における、研究活動及びそれに関連する業務に従事する全ての者（以下「研究者等」という。）の不正行為の防止及び不正行為が起きた場合に対応するための措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為の定義)

第 2 条 この規程において、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に定める行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ及び研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 作為的な行為によって恣意的に取得した資料等の利用：計測・実験機材を操作するなどにより、正当な作業では得られないデータを取得し、又は調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること。
- (4) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (5) 資料の不正取得及び利用：不正な手段によって外部に持ち出された資料等を取得又は利用すること。
- (6) 二重投稿：他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (7) 研究費の不正使用 本学の研究費並びに、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費で本学の責任において管理すべきもの（以下「研究費等」という。）を、この規程を含む本学諸規程及び関連法令等に反して使用すること。
- (8) 上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、

他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(責任と権限)

第4条 本学における研究費の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止をするために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 学長は、最高管理責任者として、本学全体を統括し、研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し、最終的な責任を負うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の任務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者に指示を与えるものとする。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の管理運営について本学全体を統括する。

- 2 統括管理責任者は教務部長とする。
- 3 研究費の運営及び管理並びに研究費の不適切な使用の防止及び研究活動上の不正行為(研究費の不適切な使用を除く。)の防止をする。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、当該部局における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し実質的な権限と責任を有する者とする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、事務局長とする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は研究費の保管、予算執行の状況の把握、財務決裁に関し責任を有する。

(研究倫理教育責任者)

第8条 研究倫理教育責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を有する者とする。

- 2 研究倫理教育責任者は、副学長とする。
- 3 研究倫理教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行う。

(研究倫理教育)

第 9 条 研究者の研究倫理意識を高め不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために定期的に研究倫理教育を実施する。

2 本学所属及び本学で研究を行う全ての者は、研究倫理教育責任者による研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。

3 特別な理由により、研究活動を行う学生に対しては、必要に応じて研究倫理教育を実施する。

(研究不正行為防止委員会)

第 10 条 最高管理責任者は、不正行為の防止に関する方策を策定・実施するため、以下に定める委員で組織する研究不正行為防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）を設置する。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

(3) コンプライアンス推進責任者

(4) 研究倫理教育責任者

(5) 最高管理責任者が指名する部長 1 名

(6) その他最高管理責任者が必要と認める者

2 不正防止委員会に委員長を置き、前項第 1 号委員をもって充てる。

3 不正防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。

(2) 不正防止計画の推進に関すること。

(3) 不正防止計画の検証に関すること。

(4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。

(5) 研究者の行動規範等に関すること。

(6) その他研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関すること。

第 3 章 相談・通報の受付体制

(相談窓口)

第 11 条 本学における不正行為についての相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談は、学内外の全ての者が行うことができる。

3 相談窓口は、学内外からの問い合わせに適切に対応するものとする。

4 相談に対応した者は、相談者が第 12 条に定める通報を行わず、かつ、相談の内容に鑑み必要があると判断した場合は、相談者に事前に通知した上で、相談内容を通報として扱うことができる。

5 前項に該当する場合、相談窓口は相談者を保護する方策を講じなければならない。

(通報窓口)

第12条 不正行為についての通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)は本学事務局とし、通報者には教務委員会が対応する。

- 2 通報は、学内外の全ての者が行うことができる。
- 3 通報への対応の際は、通報者を保護する方策を講じなければならない。

(通報等の方法)

第13条 通報は、書面、電話、電子メール、面談などの手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、不正行為を行ったと疑われる研究者の氏名又はグループ名並びに不正行為の内容及び不正であるとする合理的理由等を可能な限り書面(別紙様式)に明示して行わなければならない。

- 2 匿名の通報があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報の内容に応じ、自らの氏名を明らかにして通報した場合に準じて取扱うことができるものとする。
- 3 報道や学会等(以下「報道等」という。)により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、次条第5項に定める方法によって対応するものとする。

(通報等の取り扱い)

第14条 通報窓口は、通報を受けたとき又は報道等により本学研究者等の不正行為への疑いが指摘されたときは、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。この場合において、被通報者又は報道等により不正行為への疑いが指摘された研究者等(以下「被通報者等」という。)に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長にその内容を通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為がこれから行われようとしているという通報がなされた場合、その内容を確認・精査し相当の理由があると認めるときは、被通報者等に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
- 3 最高管理責任者は、通報に係る不正行為が既に行われたと認める場合には、被通報者等が属する部署等の長に命じ、次条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者等に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の場合において、最高管理責任者は、通報者、被通報者等及び通報内容等について調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。
- 5 報道等により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、最高管理責任者は、その内容について報道関係者等へ聞き取り調査等を行い、真偽を判断した上で、次条に定める調査の要否を決定する。

(通報窓口の職員の義務)

第15条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者及び被通報者の秘密の遵守その他通報者及び被通報者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

第4章 関係者の取り扱い

(秘密保護義務)

- 第16条 不正行為等に起因する問題に対応するすべての者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

(通報者の保護)

- 第17条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(被通報者の保護)

- 第18条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく通報)

- 第19条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。
- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

第5章 事案の調査

(予備調査)

- 第20条 最高管理責任者は、通報事項について、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究分野の専門的知識を有する本学教員2名の計4名に速やかに予備調査を実施させ、通報から30日以内に本調査の可否を判断する。
- 2 予備調査では、通報事項の内容の合理性、調査可能性について調査を行う。
- 3 統括管理責任者は、予備調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

4 前項に定める報告を受けた最高管理責任者は、以下の各号いずれかの判断を行うものとする。

(1) 本調査を実施しない場合

通報の受付から 30 日以内に配分機関及び必要に応じて文部科学省に本審査不要の報告を
するとともに、通報者にも通知する。

(2) 本調査を実施する場合

通報の受付から 30 日以内に、審査方針、審査対象及び方法等について配分機関及び関係省
庁に報告するとともに、調査委員会を設置する。

(本調査)

第 21 条 最高管理責任者が、通報等の内容に合理性があると判断した場合は、真相究明のため、本調査の実施決定日から起算して 30 日以内に調査委員会を設置し調査を行わせるものとする。

2 調査の実施にあたって、最高管理責任者は、通報者、被通報者等に対し、その旨を通知するものとする。また、不正行為が本規程第 2 条第 7 号に該当する場合は、必要に応じて当該研究費等の執行に関わる業者等に対しても調査の実施を通知するものとする。

3 調査は次に掲げる各号の通り行うものとする。

(1) 通報等の内容が第 2 条第 1 号に該当する場合

論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング等、また必要に応じ、被通報者等による再実験の実施

(2) 通報等の内容が第 2 条第 2 号に該当する場合

研究費等の使用に係る学内証拠書類の精査や使用実態の調査、関連業者等を含む関係者へのヒアリング及び当該業者等が保管する証拠書類の精査等

(3) その他調査委員会が必要と認めた事項

4 調査の実施にあたっては、調査委員会は、被通報者等に対して弁明の機会を与えなければならない。

5 前項の弁明において、被通報者等が通報等の内容を否認する場合には、自らの責任において科学的根拠又は合理的根拠等を示し不正行為の疑惑を晴らさねばならない。

6 本調査の過程で、公的研究費配分機関からの求めがあれば、調査委員会は最高管理責任者の了解を得て、調査途上であることを付した中間報告を提出することができる。

7 被通報者等は、正当な理由がない限り、本条の調査等を拒否することができない。

8 被通報者等以外の本学構成員は、本条の調査等に協力しなければならない。

9 本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に本条の調査等への協力を要請することができる。

(調査委員会)

第 22 条 調査委員会は、以下に定める委員で組織する。尚、調査委員会は外部有識者を半数以

上含むものとする。ただし、通報者及び被通報者等と利害関係のある者を除く。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 各部長の中から最高管理責任者が指名する者
 - (3) その他最高管理責任者が必要と認める者（学外者で被通報者等と同一分野の研究者を含む。）
- 2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に定める委員をもって充てる。
 - 3 各委員は、最高管理責任者が任期を定めて委嘱するものとする。
 - 4 調査委員会は、その委員の氏名や所属を通報者及び非通報者等通知する。
 - 5 通報者及び非通報者は、調査委員に異議のある場合、通知後5日以内に事由を添えて異議申立を最高管理責任者にすることができる。
 - 6 異議申立があった場合、最高管理責任者は事由を審査し、その内容が妥当であると判断した時は、当該異議申立に関わる委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び非通報者に通知する。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続き)

- 第23条** 調査委員会は、調査の開始後150日以内を目途に、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者等について認定するものとする。
- 2 前項で不正行為がなかったと認定される場合で通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意のある通報者として認定するものとする。
 - 3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 調査委員会は、第1項及び第2項の内容を認定した場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。
 - 5 調査委員会は、前項に定める報告を行う場合は、被通報者等及び悪意のある通報者に対してとるべき措置についてもあわせて最高管理責任者に勧告するものとする。

(認定の方法)

- 第24条** 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査委員会の最高管理責任者宛勧告の内容等)

第 25 条 調査委員会は、第 23 条第 5 項に基づき最高管理責任者宛に勧告を行う場合は、次の事項を明記しなければならない。

- (1) 不正行為に該当する事実及び同事実が不正行為に該当する理由
 - (2) 被通報者等及び悪意のある通報者に対する何らかの措置（就業規則又は学則に基づく懲戒処分を含む）をとることが相当と判断した場合は、その理由とその措置の種類
 - (3) その他、調査委員会が必要と判断する事項
- 2 調査委員会は、審議の結果、前項第 2 号による措置の種類を調査委員会が判断することが適当でないと考えたときは、その理由を付して、勧告することができる。
- 3 調査委員会が本条第 1 項第 2 号の規定により、職員の懲戒処分を含む勧告を行った場合、当該懲戒事案に関する以後の手続きは、第 25 条から第 28 条及び第 33 条に定める手続を経た上で、別に定める「学校法人和泉短期大学就業規則」に従うものとする。
- 4 調査委員会が本条第 1 項第 2 号の規定により、学生の懲戒処分を含む勧告を行った場合、当該懲戒事案に関する以後の手続きは、第 25 条から第 28 条及び第 33 条に定める手続を経た上で、別に定める「和泉短期大学学生懲戒規程」に従うものとする。

(調査結果の通知)

第 26 条 最高管理責任者は、第 23 条の認定に基づく調査結果を通報者及び被通報者等に通知する。また、通報等の内容が第 2 条第 7 号に定める研究費等を用いて行われた研究である場合は、公的研究費配分機関、関係省庁及び必要に応じて当該研究費等の執行に関わる業者等にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、第 23 条第 2 項の認定があった場合で通報者が本学に所属していない者である場合には、通報者の所属する機関の長に通知する。

(調査結果に対する異議申立)

第 27 条 調査結果の通知を受けた通報者、被通報者等はその内容について異議がある場合には、通知を受けた日から 14 日以内に、理由及びその根拠を添えて最高管理責任者に異議申立を行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、通報者または非通報者から異議申立があった時は、通報者または非通報者に通知する。また、通報等の内容が第 2 条第 7 号に定める研究費等を用いて行われた研究である場合は、公的研究費配分機関、関係省庁にその旨を報告する。異議申立の却下及び再調査開始の決定をした時も同様とする。
- 3 調査の結果に対する異議申立は、同一の理由で二度申立てることはできない。
- 4 本条第 1 項に定める期日までに異議申立がない場合、通報者及び被通報者等は第 23 条の調査委員会による認定を認めたものとみなす。
- 5 異議申立の審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必

要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 6 前項に定める新たな調査委員は、第 22 条第 1 項に準じて指名するとともに、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 5 項、第 6 項に準じた手続を行う。
- 7 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、異議申立を却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、異議申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その異議申立が当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の異議申立を受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 8 調査委員会は、異議申立に対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

(再調査)

第 28 条 前条に基づく異議申立について、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める異議申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(最高管理責任者の措置の関係部署への通知、調査委員会及び通報者への報告)

第 29 条 最高管理責任者は、最高管理責任者の措置を以下のとおり関係部署に通知及び報告しなければならない。

- (1) 被通報者等が教育職員の場合は、教務部長宛に通知する。
 - (2) 被通報者等が事務職員の場合は、事務局長宛に通知する。
 - (3) 被通報者等が学生の場合は、教務部長及び学生部長宛に通知する。
 - (4) 調査委員会及び通報者に報告する。
- 2 前項の最高管理責任者の措置を通知するに当って、被通報者等及び悪意のある通報者に対する処分を含む場合は、第 25 条を準用する。
- 3 最高管理責任者は不正行為の発生の態様に応じて、本条第 1 項以外の部署に対しても最高管理責任者の措置を通知することができる。

(学生委員会の権限委譲)

第 30 条 前条第 1 項第 3 号の学生がかかわる不正行為に関する事項については、学生委員会の権限を、調査委員会に委譲する。

(調査結果の公表等)

第 31 条 最高管理責任者は、第 20 条から第 28 条までの調査の結果、不正行為があったと認定された場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為を行った研究者等の氏名又はグループ名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 調査委員会委員の所属、氏名
 - (4) 調査委員会が行った調査方法、内容等
- 2 最高管理責任者は、通報が悪意によるものであったと認定した場合には、通報者の所属、氏名を公表する。

第 7 章 措置等

(調査中の一時的措置)

第 32 条 最高管理責任者は、調査期間中、不正行為に係る研究費等の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

(勧告・報告に対する最高管理責任者の措置)

第 33 条 最高管理責任者は、最高管理責任者宛勧告があった後、定められた期日までに通報者及び被通報者等から異議申立がない場合は、調査委員会の事実認定が確定したのものとして扱い、速やかに対応する措置(以下「最高管理責任者の措置」という。)をとらなければならない。

2 最高管理責任者は、被通報者等以外の者に対して措置が必要であるとの報告を受けたときは、学内運営協議会で審議の上、必要な措置をとるものとする。

(論文、研究成果等の取り下げ等の勧告)

第 34 条 最高管理責任者は、不正行為の内容が第 2 条第 1 号から第 6 号に該当する場合には、被通報者等に対し、論文、研究成果等の取り下げ等を勧告するなど、必要な措置を講ずる。

(研究費の使用中止等)

第 35 条 最高管理責任者は、不正行為の内容が第 2 条第 7 号に該当する場合には、被通報者等に対し、直ちに研究費の使用中止、学内研究費の受給停止及び学内外研究資金への申請停止など、必要な措置を講ずる。

(措置の代替)

第 36 条 最高管理責任者が前条及び前々条に定める措置を講じる際には、公的研究費配分機関等が定める規則その他関連法令等に規定される措置をもってかえることができる。

(措置の解除及び名誉回復)

第 37 条 最高管理責任者は、調査の結果により、不正行為がなかったと認定された場合には、第 32 条で実施した研究費の執行停止等の措置を解除するとともに、被通報者等の名誉回復に努めなければならない。

(学外者への措置)

第 38 条 最高管理責任者は、次のいずれかの号に該当する者が学外者である場合は、学外者の所属する機関の長と協議のうえ、必要な措置を講ずる等適切な処置を行うものとする。ただし、第 3 号に該当する学外者に対しては、刑事告訴等の措置を講じることもある。

- (1) 不正行為を行ったと認定された研究者等
- (2) 不正行為への関与が認定された研究者等
- (3) 通報が悪意によるものと認定された通報者

2 最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された業者等に対し、取引停止等の措置を講じるものとする。

3 前項で定める措置については、学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程等の本学諸規程及び関係法令によるものとする。

(事務処理)

第 39 条 本学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に係る事務処理は、以下の通り行う。

- (1) 第 7 条から第 37 条に定める事項に係る事務処理は、庶務ユニット（庶務担当）が行う。
- (2) 第 38 条第 1 項に定める学外者への措置に係る事務処理は、庶務ユニット（庶務担当）が行う。
- (3) 第 38 条第 2 項に定める取引停止処分等の事務処理は、庶務ユニット（庶務担当）又は庶務ユニット（経理担当）が行う。

(監査体制)

第 40 条 本学における研究活動に係る不正行為の防止等に対しては、学校法人和泉短期大学監事監査規程及び監事監査マニュアルに基づき、適宜適正な監査を実施する。

(雑 則)

第 41 条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止及び対応等の必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(事務所管)

第 42 条 この規程に伴う事務は、庶務ユニット（庶務担当）が所管する。

(改 廃)

第 43 条 この規程の改廃は、学長が決定し理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2018 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 1 月 28 日から施行する。

別紙様式

年 月 日

和泉短期大学学長 殿

所属：

氏名：

印

連絡先：

研究活動に係る不正行為について（通報）

「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」第13条第1項の規定に基づき、下記の研究者の不正行為について明確な合理的理由を添えて通報いたします。

記

1. 不正行為を行ったとする研究者等（グループ）名

所属：

研究者等（又はグループ）名：

2. 不正行為の内容（該当事項について具体的に）

①捏造：

②改ざん：

③作為的な行為によって恣意的に取得した資料等の利用：

④盗用：

⑤資料の不正取得及び利用：

⑥二重投稿：

⑦研究費の不正使用：

⑧上記以外の研究活動上の不適切な行為：

※①～⑥において、既に論文として公表している場合には、論文名も記載すること。

3. 不正であるとする合理的理由（根拠資料を添付して提出のこと。）

4. 不正行為が発生した日時・場所

5. 秘匿を希望する事項

以上